

19 大基評第 266 号

2020 (令和2) 年3月11日

洗足学園音楽大学
学長 万代 晋也 殿

公益財団法人 大学基準協会
会長 永田 恭介



「改善報告書」の検討結果について (通知)

拝啓 早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本協会の事業推進のため、種々ご協力を賜り、深謝申し上げます。

標記に関し、貴大学からご提出いただきました「改善報告書」につきまして、大学評価委員会において慎重に審議を行い、別紙のとおり検討結果をとりまとめましたので、ここに通知申し上げます。

この検討結果を貴大学の一層の改善・向上に活用いただきますよう、お願いいたします。

敬 具

【同封資料】

「改善報告書検討結果 (洗足学園音楽大学)」

※評価の過程を通じ、追加で根拠資料の提出があった場合には、当該資料について

「[3] 各指摘事項に対する改善状況」の「改善状況を示す具体的な根拠・データ等」に追記しております。

以 上

〈 改善報告書検討結果（洗足学園音楽大学） 〉

[1] 概評

2015（平成 27）年度の本協会による大学評価において、貴大学に対して、努力課題として5項目の改善報告を求めた。これを受けて、貴大学では、「自己点検・評価委員会」を中心に検討を行い、教務委員会及び各学部・研究科の教授会において改善活動に取り組んできたものの、改善が認められない項目がみられるため、以下に示す改善が不十分な事項については、更なる対応を求める。

第一に、教育課程・教育内容（努力課題No.2）について、教養教育が不十分であるとの指摘に対して、教養科目を増設（37科目から89科目）し、そのなかから年間8単位、4年間で32単位を修得することなどの改善を行った。また、教育目的との整合性をはかるために「教養科目」という名称を「一般総合科目」に変更している。しかしながら、「一般総合科目」のなかには「演奏実習」や「応用演習実習」といった音楽教育科目が配置されていること、2018（平成 30）年度より「一般総合科目」の履修単位数の目標値を16単位に減少させたこと、また、依然として同科目の履修が履修指導によってのみ担保されていることを踏まえると、これらの改革が貴大学の「豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成する」という目的を十分実現するものであるとはいえないことから引き続き改善に向けた検討が望まれる。

第二に、シラバス（努力課題No.4）については、2017（平成 29）年度以降、シラバス内容を組織的に点検する体制を構築し改善を進めてきた。しかし、貴大学のホームページで公開されているシラバスを見る限り、「授業計画」が各回のタイトルのみを表示した科目が散見されることから、学生の学修に役立つシラバスとなるよう更なる改善が望まれる。

第三に、研究倫理に関する取組み（努力課題No.5）については、不正防止に向けた規程・体制の整備を行っている。一方で、公的研究費の不正防止以外には研究倫理に関する研修会が開催されていないため、改善が望まれる。

以上の事項について、引き続き改善に取り組むとともに、貴大学が掲げる理念・目的の実現のために、不断の改善・向上に取り組むことを期待したい。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

[3] 各指摘事項に対する改善状況

1 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	基準4 教育内容・方法・成果

	(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
指摘事項	音楽学部・音楽研究科ともに、学位授与方針に課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力等の学習成果を示していないため、改善が望まれる。教育課程の編成・実施方針においても、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示していないため、改善が望まれる。
評価当時の状況	大学の目的に沿って、音楽学部・音楽研究科ごとに学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を策定し、ホームページ等で広く公表していた。しかし、音楽学部・音楽研究科ともに、それらの方針は教育目標の文言をいい換えたに等しい内容であり、学位授与方針は課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力等の学習成果を示したものではなかった。また、教育課程の編成・実施方針は、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示したものではなかったため、双方の方針について改善の必要があった。
評価後の改善状況	2016(平成28)年12月及び2017(平成29)年2月の教務委員会に於いて、「洗足学園音楽大学卒業認定・学位授与の方針」及び「洗足学園音楽大学大学院修了認定・学位授与の方針」を改訂した。具体的には、大学に於いて、大学レベルと学部レベルとコースレベルの3つのレベルで策定した。大学院に於いては大学院レベルと研究科レベルの2つのレベルで策定した。その結果、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力等の学習成果を「卒業認定・学位授与の方針」及び「修了認定・学位授与の方針」に明示することができた。これを受けて、同年3月の学部教授会・大学院教授会にて、「洗足学園音楽大学卒業認定・学位授与の方針」及び「洗足学園音楽大学大学院修了認定・学位授与の方針」の制定について、審議の上、承認さ

		<p>れた。(1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4、1-1-5、1-1-6)</p> <p>2017(平成29)年2月のカリキュラム委員会に於いて、「洗足学園音楽大学教育課程の編成・実施の方針」及び「洗足学園音楽大学大学院教育課程の編成・実施の方針」を改訂した。大学に於いて大学レベルと学部レベル、大学院に於いては大学院レベルと研究科レベルの2つのレベルで策定した。大学・大学院レベルでは「教育課程編成の方針」「教育課程実施の方針」の2項目に分けて記述した。また、学部・研究科レベルでは「教育内容」「教育方法」「評価」の3項目に分けて記述した。その結果、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を「教育課程の編成・実施の方針」に明示することができた。</p> <p>これを受けて、同年3月の学部教授会・大学院教授会にて、「洗足学園音楽大学教育課程の編成・実施の方針」及び「洗足学園音楽大学大学院教育課程の編成・実施の方針」の制定について、審議の上、承認された。(1-1-7、1-1-8、1-1-9、1-1-10、1-1-5、1-1-6)</p> <p>以上のように、音楽学部・音楽研究科ともに、改善が図られた。</p> <p>なお、「卒業認定・学位授与の方針」及び「修了認定・学位授与の方針」については教務委員会にて、「教育課程の編成・実施の方針」についてはカリキュラム委員会にて、定期的に検証している。(1-1-11、1-1-12、1-1-13)</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-1-1「第4回教務委員会議事録(2016年12月1日開催)」</p> <p>1-1-2「第5回教務委員会議事録(2017年2月21日開催)」</p> <p>1-1-3「洗足学園音楽大学卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」</p> <p>1-1-4「洗足学園音楽大学大学院修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」</p> <p>1-1-5「学部教授会議事録(2017年3月9日開催)」</p> <p>1-1-6「大学院教授会議事録(2017年3月9日開催)」</p>	

1-1-7 「第5回カリキュラム委員会議事録（2016年11月24日開催）」
1-1-8 「第6回カリキュラム委員会議事録（2017年2月16日開催）」
1-1-9 「洗足学園音楽大学教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」
1-1-10 「洗足学園音楽大学大学院教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」
1-1-11 「第1回教務委員会議事録（2019年4月25日開催）」
1-1-12 「2019年度教務委員会日程（2019年4月25日）」
1-1-13 「第1回カリキュラム委員会議事録（2019年4月18日開催）」

No.	種 別	内 容
2	基準項目	基準4 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容
	指摘事項	音楽学部が掲げる「豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成する」という目的を実現するには、現在の教養教育では不十分なため、教養科目の内容や教育課程の編成方法を検討するよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	本学が重要性を認識している教養教育については、学生の教養科目取得単位数を2011（平成23）年度から2014（平成26）年度までに2倍にすることを目標としていた。しかし、2014（平成26）年度の実際の平均取得単位数は減っており、目標を達成できていなかった。教養科目の内容や教育課程の編成方法について改めて検討を行い、自ら掲げる「豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成する」という目的を実現するよう改善の必要があった。
	評価後の改善状況	カリキュラム委員会のワーキンググループ、カリキュラム委員会、学部教授会において本学に相応しい教養教育の考え方について議論を重ねてきた。最終的に、「音楽は教養そのものでもあり、音楽を通じて全人的な教養を深める。レッスン・実技も含めた専門科目に於いても、教養教育を実施していく。」という基本方針、及び全開設科目を通じて全学的に教養教育を行うと

		<p>いう考え方を確認した。(1-2-1、1-2-2、1-2-3、1-2-4、1-2-5、1-2-6)</p> <p>その中で、教養科目の大幅な増設を行い、科目内容の充実を図った。前回の大学評価受審時には教養科目は 37 科目であったが、「心理学・栄養学・動作学」等 52 科目を新設し、2019（令和元）年度のカリキュラムでは 2014（平成 26）年度比 2.4 倍の 89 科目とした。また、放送大学との単位互換科目を 14 科目から、「社会学入門・国際理解のために・問題解決の進め方」等を増やし、4.9 倍の 69 科目に拡充した。(1-2-7、1-2-8)</p> <p>次に、教養科目の年間履修目標単位数を変更した。当初、教養科目については、「年間 8 単位/4 年間 32 単位」を修得するよう、履修指導していた。その目標単位数が卒業要件単位（124 単位）に占める割合は 25.8%である。必修単位は 24 単位であり、それが卒業要件単位に占める割合は 19.4%である。専門必修科目より高く設定されている当初の目標値は、バランスを欠いたかなり無理のある目標値であったという反省から、2018（平成 30）年度入学生より、目標値を「年間 4 単位/4 年間 16 単位」に変更した。その結果、的確でバランスのとれた履修指導方法が見出された。(1-2-6)</p> <p>最後に、教養科目という科目区分名称がその他の科目に於いても教養教育を実施している本学の基本方針に誤解を与えたとの認識に立ち、教養科目を一般総合科目に変更した。その結果、教養教育は全科目において実施されることとなった。</p> <p>以上のことから、音楽学部が掲げる「豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成する」という目的を実現するに足る教育課程を編成することができた。</p> <p>今後については、カリキュラム委員会に於い</p>
--	--	--

	て、ワーキンググループを組織し、一般総合科目の内容について引き続き検証していく。 (1-1-13)
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
1-2-1	「教養教育について（中間報告）（2017年6月29日）」
1-2-2	「カリキュラム委員会ワーキンググループ2016年度報告」
1-2-3	「第3回カリキュラム委員会議事録（2017年6月29日開催）」
1-2-4	「第6回カリキュラム委員会議事録（2018年2月22日開催）」
1-2-5	「学部教授会議事録（2018年3月1日開催）」
1-2-6	「教養教育について（最終報告）（2018年2月22日）」
1-2-7	「2014年度履修要項（P.9, P.40）」
1-2-8	「2019年度履修要項（P.9, P.44）」
1-1-13	「第1回カリキュラム委員会議事録（2019年4月18日開催）」

No.	種 別	内 容
3	基準項目	基準4 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	音楽研究科において、既修得単位の認定に関する規程がないので、大学院設置基準に沿って適切に単位を設定したうえで、規程を整備するよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	音楽学部・音楽研究科ともに、開設授業科目の必修・選択の区分やそれぞれの単位数、成績評価の基準については、『履修要項』に明記していた。しかしながら、既修得単位の認定については、音楽学部では適切な基準を学則に定めているものの、音楽研究科ではこれまで対象となる学生がいなかったことから学内基準を定めていなかったため、大学院設置基準に沿って適切に単位を設定したうえで、規程を整備するよう改善する必要があった。
	評価後の改善状況	2016（平成28）6月の教務委員会に於いて、既修得単位の認定について、大学学則の当該条文を基に大学院学則改正案を策定し、併せて、具体的な運用規定である「洗足学園音楽大学学生の他の大学等における学修による単位等及び

		<p>入学前の既修得単位等の認定に関する規程」及び「洗足学園音楽大学大学院学生以外の大学院における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」を策定した。審議の結果、2017（平成29）年度大学院学則変更及び同規程の制定を行うことが承認された。これを受けて、同年7月の学部教授会にて、「洗足学園音楽大学学生以外の大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」の制定について、審議の上、承認された。（1-3-1、1-3-2、1-3-3）</p> <p>同じく、7月大学院教授会にて、2017（平成29）年度学則変更及び「洗足学園音楽大学大学院学生以外の大学院等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」の制定について、審議の上、承認された。（1-3-4、1-3-5）</p> <p>2017（平成29）年度洗足学園音楽大学大学院の学則について、2016（平成28）年9月文部科学省に学則変更届を行い、新学則に「他の大学院における授業科目の履修等」及び「入学前の既修得単位等の認定」を規定した。（1-3-6）</p> <p>2019（令和元）年度「洗足学園音楽大学大学院学生以外の大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」に基づき、既修得単位の認定に関する説明会を実施した。その結果、申請者はいなかったため、既修得単位の認定は行われなかった。</p> <p>次年度以降も、同規程に沿った運用を実施していく。（1-3-7、1-1-11）</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-3-1「第2回教務委員会議事録（2016年6月23日開催）」</p> <p>1-3-2「学部教授会議事録（2016年7月7日開催）」</p> <p>1-3-3「洗足学園音楽大学学生以外の大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」</p> <p>1-3-4「大学院教授会議事録（2016年7月7日開催）」</p>	

1-3-5 「洗足学園音楽大学大学院学生の他の大学院等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」
1-3-6 「大学院学則変更届出書（2016年9月6日）」
1-3-7 「入学前既修得単位の認定について（大学院）（2019年4月1日）」
1-1-11 「第1回教務委員会議事録（2019年4月25日開催）」

No.	種 別	内 容
4	基準項目	基準4 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	音楽学部および音楽研究科のシラバスでは、「授業計画」において各回の具体的な授業内容が記述されていないため、学生の学修に役立つシラバスにするよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	シラバスは音楽学部・音楽研究科ともに統一した書式で作成し、ホームページに公開していたが、その記載内容は教員や科目によって精粗があった。特に、「授業計画」の欄では「各回の内容を明示すること」を前提にしているにもかかわらず、毎回同じタイトルが示されている科目が多く見受けられたため、改善する必要があった。
	評価後の改善状況	2017（平成29）年9月のFD委員会・大学院FD委員会に於いて、2017（平成29）年度シラバスチェックの結果が報告された。「授業計画」に関する指摘件数は321件というものであり、十分な改善が見られなかった。「授業計画」の記載内容に関しては、アカデミックプロデューサー（コースを代表・統括する教員）が中心となり、コース内で記述内容に関して、検討していくことが確認された。（1-4-1、1-4-2） 2018（平成30）年8月の教務委員会に於いて、「シラバス作成要領」に基づく、執筆の徹底を図ることが確認された。同年10月のFD委員会・大学院FD委員会に於いて、2018（平成30）年度シラバスチェックの結果が報告された。「授業計画」に関する指摘件数は199件と、2017（平

		<p>成 29) 年度の 2/3 程度に減少したが、十分に改善されたとは言い難いので、教授会の他、カリキュラム委員会でも報告し、最重要項目であることを踏まえ、共通認識のもと、改善に向け取り組んでいくことが確認された。(1-4-3、1-4-4、1-4-5、1-4-6、1-4-7、1-4-8)</p> <p>2019 (令和元) 年度開講予定科目のシラバスを対象とした臨時シラバスチェックを、2019(令和元)年 1 月から 3 月にかけて、FD 委員会委員・大学院 FD 委員会委員が実施した。その結果、190 件の指摘事項があった。シラバスの授業計画の改善は、最重要項目であるため、2019 (令和元) 年度授業開始前までに、授業担当教員により、個別に指摘事項の指導を行った結果、内容が修正された。(1-4-9、1-4-10、1-4-11、1-4-12、1-4-13)</p> <p>以上の取り組みにより、「授業計画」に於いて各回の具体的な授業内容が記述された、学生の学修に役立つシラバスを作成することができた。</p> <p>2020 (令和 2) 年度以降に於いても、各回の具体的な授業内容が記述されているシラバスを作成すべく、より詳細な「シラバス作成要領」を整備し、学生の学修に役立つシラバスを作成するよう、執筆担当教員に働きかけていく。また、FD 委員会・大学院 FD 委員会に於けるシラバスチェックも継続的に実施していく。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-4-1 「第 3 回 FD 委員会議事録 (2017 年 9 月 7 日開催)」</p> <p>1-4-2 「2017 年度シラバスチェック主な指摘事項」</p> <p>1-4-3 「第 3 回教務委員会議事録 (2018 年 8 月 30 日開催)」</p> <p>1-4-4 「第 3 回 FD 委員会 大学院 FD 委員会議事録 (2018 年 10 月 4 日開催)」</p> <p>1-4-5 「2018 年度シラバスチェック主な指摘事項」</p> <p>1-4-6 「学部教授会議事録 (2018 年 11 月 8 日開催)」</p> <p>1-4-7 「第 4 回カリキュラム委員会議事録 (2018 年 10 月 11 日開催)」</p> <p>1-4-8 「2018 年度シラバスチェック実施要領」</p>	

1-4-9 「第5回カリキュラム委員会議事録（2018年11月29日開）」
1-4-10 「2019年度修正済みシラバス」
1-4-11 「2018年度臨時シラバスチェック報告」
1-4-12 「第5回自己点検・評価委員会議事録（2019年度3月14日開催）」
1-4-13 「2018年度臨時シラバスチェック（修正科目のみ）」

No.	種 別	内 容
5	基準項目	基準7 教育研究等環境
	指摘事項	公的研究費以外の研究倫理に関し、不正防止に向けた規程・体制の整備や研修会を行っていないため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	研究倫理に関し、公的研究費については「洗足学園音楽大学公的研究費規程」を整備していた。しかし、研究活動における不正行為への対応に関する規程・体制の整備や研修会などを含む研究倫理教育を行っていなかったため、計画的に取り組むよう、改善の必要があった。
	評価後の改善状況	<p>研究倫理教育・研修会については、2015（平成27）年度に科学研究費補助金を受給している研究者2名に対し、研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために」（日本学術振興会）を支給し、通読を義務付けた。さらに、2016（平成28）年度、文部科学省作成のコンプライアンス教育コンテンツ（動画）の視聴を案内し、受講を確認した。科学研究費補助金に携わる事務職員についても、2016（平成28）年度から2017（平成29）年度にかけて、研究者と同様に不正防止に向けた体制整備として、コンプライアンス教育コンテンツの受講を義務付けている。（1-5-1、1-5-2）</p> <p>科学研究費補助金については、研究活動における不正行為が行われないように特に注意している。2016（平成28）年度からは、毎年定期的に研究費の使用について監査を行っており、研究機関として不適切な使用が無いように継続的な体制の整備を図っている。（1-5-3）</p> <p>2018（平成30）年9月に専任教員向けに研究</p>

		<p>活動の不正行為等に関する取扱い規則を再度周知し、研究倫理教育の重要性の再認識を促した。また、定期的な研究倫理教育として「科学の健全な発展のために」テキストデータを、学内掲示板ポータルを用いて配付し、全ての専任教員が閲覧したことを確認した。(1-5-4、1-5-5)</p> <p>研究活動における不正行為への対応に関する規則・体制の整備については、2016（平成28）年9月の教授会に於いて、「洗足学園音楽大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」を報告した。(1-5-6、1-5-7)</p> <p>2017（平成29）年3月自己点検・評価委員会に於いて、研究倫理に関する体制・整備や研修会などを含む研究倫理教育が整ったことが確認された。(1-5-8)</p> <p>2019（令和元）年5月の教授会に於いて、「科学の健全な発展のために」を全ての専任教員に配付した。個人研究費の申請にあたり、研究倫理教育の重要性を理解し、研究に従事することを義務付けた。(1-5-9、1-5-10)</p> <p>このような研究倫理教材の閲覧を毎年習慣化することによって、専任教員への定期的な研究倫理教育を実施していく。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-5-1「科学の健全な発展のために（日本学術振興会）」</p> <p>1-5-2「研究倫理eラーニングコース修了証書」</p> <p>1-5-3「洗足学園音楽大学科学研究費補助金内部監査実施報告書（2016年-2018年）」</p> <p>1-5-4「学部教授会議事録（2018年9月6日開催）」</p> <p>1-5-5「学内掲示・研究倫理教育受講者」</p> <p>1-5-6「学部教授会議事録（2016年9月8日開催）」</p> <p>1-5-7「洗足学園音楽大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」</p> <p>1-5-8「第5回自己点検・評価委員会議事録（2017年3月16日開催）」</p> <p>1-5-9「学部教授会議事録（2019年5月9日開催）」</p> <p>1-5-10「2019年個人研究費申請について（2019年5月9日）」</p>		

以上

